

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (")	1
○公共測量の終了の通知 (2件) (用地対策課)	1
○港湾法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (港湾・海岸課)	1
公告	
○土地改良区の役員の就退任 (3件) (農業基盤課)	2
入札公告	
○一般競争入札 (交通安全施設用回線の公告) (警察本部会計課)	2

告 示

高知県告示第357号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和6年5月7日
高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和5年12月高知県告示第809号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
イ オンモール高知
高知市秦南町一丁目144番地の1

3 意見の概要
意見なし

高知県告示第358号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和6年5月7日
高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和37年6月農林省告示第847号

2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第359号
令和6年3月高知県告示第210号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
令和6年5月7日
高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町西峰1893番地
イ 氏名
三谷 高福
(2)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町西峰1893番地
イ 氏名
三谷 賢太郎
(3)ア 登記簿記載の住所
長岡郡東豊永村西峰73番屋敷
イ 氏名
西村 次郎

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和36年5月農林省告示第534号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第360号
高知県農業振興部中央西農業振興センター所長から令和6年1月高知県告示第39号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年4月9日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年5月7日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第361号
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和6年3月高知県告示第131号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年5月7日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第362号
港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、又は撤去させ、同条第3項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和6年9月21日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
令和6年5月7日
高知港港湾管理者
高知県知事 濱田 省司

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
(1) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明）
(2) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明）
(3) FRP船1隻（船名不明、282-20235（現登録なし））

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時
(1) 高知市仁井田地先
令和6年3月22日午前9時
(2) 高知市浦戸地先
令和6年3月22日午前10時
(3) 高知市浦戸地先
令和6年3月22日午前11時

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和6年3月22日午前9時頃
高知市種崎字久万871番地先

4 所有者等の行うべき措置
 工作物等の所有者等は、期限までに高知県高知土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 港湾管理者の措置
 高知港港湾管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、港湾法第56条の4第5項の規定に基づく売却又は同条第6項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第8項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先
 高知市稲荷町11番26号 高知県高知土木事務所港湾管理課港湾管理担当(電話番号088-882-8171)

 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、物部堰井筋土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和6年5月7日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	島内 幹夫	南国市物部83番地
〃	恒石 隆正	〃 〃 1450番地
〃	中村 元聰	〃 〃 1210番地
〃	豊永 明男	〃 〃 509番地2
〃	島内 孝之	〃 〃 873番地
〃	島村 眞哉	〃 〃 826番地
〃	鈴木 照彦	〃 〃 933番地
〃	高島田伸之	〃 〃 1250番地
〃	吉本 正仁	〃 田村乙822番地の6
〃	石川 幸司	〃 〃 773番地
監事	濱田 暁	〃 前浜2332番地
〃	島内 啓二	〃 物部646番地
(就任)		
理事	島内 幹夫	南国市物部83番地
〃	恒石 隆正	〃 〃 1450番地
〃	豊永 明男	〃 〃 509番地2
〃	島内 孝之	〃 〃 873番地
〃	吉本 正仁	〃 田村乙822番地の6
〃	石川 幸司	〃 〃 773番地
〃	山崎 良矩	〃 田村甲767番地の6
〃	山本 倫義	〃 物部1233番地3
〃	杉本 美紀	〃 〃 1051番地5

〃 高島田美和 〃 〃 1250番地
 監事 島内 啓二 〃 〃 646番地
 〃 北村 茂久 〃 立田228番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、須崎市上分土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和6年5月7日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	上田 泰三	須崎市上分甲483番地口
〃	岡崎 昭	〃 上分乙48番地1
(就任)		
理事	上田 博教	須崎市上分甲428番3号地
〃	門田 進	〃 上分乙278番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、楠目土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和6年5月7日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	前田 光一	香美市土佐山田町楠目40番地口
〃	倉橋 博文	〃 〃 〃 1572番地
〃	小松 芳子	〃 〃 〃 229番地
〃	山崎 勳	〃 〃 〃 336番地4
〃	楠目 和幸	〃 〃 〃 1070番地
〃	大石 幸雄	〃 土佐山田町32番地4
〃	大石 徹	〃 土佐山田町楠目781番地
〃	岡本 豊	〃 〃 〃 3648番3地
〃	郷本 清	〃 〃 〃 2924番地
〃	幾井 寛司	〃 〃 〃 2533番地
〃	楠目 誠一	〃 〃 〃 3077番1地
監事	小川 清之	〃 〃 〃 1550番地
〃	牟田 建介	〃 〃 〃 1032番地
〃	近江川利喜	〃 〃 〃 809番地1
(就任)		
理事	倉橋 博文	香美市土佐山田町楠目1572番地
〃	小松 芳子	〃 〃 〃 229番地
〃	山崎 勳	〃 〃 〃 336番地4
〃	楠目 和幸	〃 〃 〃 1070番地

〃 大石 幸雄 〃 土佐山田町32番地4
 〃 大石 徹 〃 土佐山田町楠目781番地
 〃 岡本 豊 〃 〃 〃 3648番3地
 〃 前田 和伸 〃 〃 〃 2755番地
 〃 郷本 清 〃 〃 〃 2924番地
 〃 幾井 寛司 〃 〃 〃 2533番地
 〃 楠目 誠一 〃 〃 〃 3077番1地
 監事 小川 清之 〃 〃 〃 1550番地
 〃 近江川利喜 〃 〃 〃 809番地1
 〃 公文 直樹 〃 物部町大栃1625番地2

 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
 令和6年5月7日

高知県警察本部長 高清水 善弘

- 入札に付する事項
 - 特定役務の名称及び数量
交通安全施設用回線 一式
 - 特定役務の特質等
入札説明書による。
 - 特定役務の履行期間
令和7年3月1日から令和12年2月28日まで
 - 特定役務の履行場所
高知県警察本部ほか
 - 入札方法
ア 入札金額は、この入札公告に示した特定役務の履行期間の回線料の月額を入札書に記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 高知県における「令和6~令和8年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

<p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(5) 入札説明書に示した特定役務の要求仕様に合致した業務を確実に履行することができることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110(内線2252)</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 令和6年5月7日(火)から同月24日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和6年6月12日(水)午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和6年6月11日(火)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部2階201会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p>	<p>高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した特定役務を履行することができることを証明する書類を令和6年5月28日(火)午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和6年5月14日(火)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Name and quantity of the operations to be provided: Lines for traffic safety and equipment related to line</p>	<p>connection support system 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 28 May 2024</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Wednesday 12 June 2024</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Tuesday 11 June 2024</p> <p>(5) Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
--	--	---